平成２８年（フ）第２５１号
大分県日田市大字大肥2774番地３
債務者　藤田かほる
１　決定年月日時　平成28年９月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２５５号
大分市大字城原2365番地の５（セティア305）
債務者　的野　絢也
１　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２６４号
大分市高城南町８番５号（堀ビル103）
債務者　鈴木　京子（旧姓渡辺・穴井）
１　決定年月日時　平成28年９月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２６９号
大分市大字荏隈705番地の10
債務者　穴井由美子（旧姓小幡）
１　決定年月日時　平成28年９月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２７１号
大分市下郡南５丁目７番12―601号（エクセル悦和３）
債務者　園田　宏明
１　決定年月日時　平成28年９月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２１９号
沖縄県南城市佐敷字新開１番地421　ロフトハウス新開105号室
債務者　尾形　正弘
１　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第８２号
北海道小樽市若松２丁目７番４号、前住所北海道江別市野幌松並町29番地の10　ミクルハウス未来館102
債務者　北上　世司
１　決定年月日時　平成28年９月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第８６号
北海道余市郡余市町山田町50番地１　林病院内、住民票上の住所北海道余市郡余市町黒川町18丁目21番地６
債務者　石井　竜一
１　決定年月日時　平成28年９月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第１０号
山形県新庄市金沢1570番地の１　メゾンアップル１－７号室
債務者　伊藤　勇也
１　決定年月日時　平成28年９月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２８年（フ）第１４号
山形県新庄市金沢2191番地
債務者　伊東アヤ子
１　決定年月日時　平成28年９月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２８年（フ）第１５号
山形県最上郡戸沢村大字角川９番１号地
債務者　秋葉　孝幸
１　決定年月日時　平成28年９月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２８年（フ）第１６６号
奈良県宇陀市菟田野上芳野313番地
債務者　宮原　春美
１　決定年月日時　平成28年９月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１８７号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲2525番地　川原団地Ｃ―141号
債務者　酒井　広美
１　決定年月日時　平成28年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４１号
熊本県葦北郡津奈木町大字岩城2099番地２、住民票上の住所長野県伊那市西町5004番地１北島屋アパート１Ｆ
債務者　岡本真由美
１　決定年月日時　平成28年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第２６５号
大分市西大道２丁目１番７―603号（パームインマンション）
債務者　河野　勝也
１　決定年月日時　平成28年９月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第７６号
宮城県栗原市栗駒岩ケ崎下小路59番地　コーポ東Ａ―１、従前の住所宮城県大崎市古川南新町３番36号　泉療大崎503号
債務者　佐藤　博幸
１　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第８２号
山口県宇部市東小羽山町５丁目３番６―105号
債務者　中野　美沙
１　決定年月日時　平成28年９月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
山口地方裁判所宇部支部